

情報提供

那医発第 497 号
令和4年12月5日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「冬季の省エネルギーの取組について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 /電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1301 号
令和 4 年 1 月 2 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
常任理事 中田 敏彦



冬季の省エネルギーの取組について（周知依頼）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、冬季の省エネルギーの取組についての周知依頼の通知となっております。

冬季の省エネルギーの取組について、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、別添1のとおり決定され、経済産業省資源エネルギー庁長官から厚生労働省大臣官房長宛て通知があったことから、周知依頼が発出されました。

2022年度冬季は電力需給が厳しい状況にあり、別添2には電力需給ひっ迫時の4対応が示されています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

添付資料

- 事務連絡
- 経済産業省資源エネルギー庁長官から厚生労働省大臣官房長宛て通知
- 別添1 冬季の省エネルギーの取組について ※別紙1、別紙2は、ホームページに掲載しています。
- 別添2 冬の電力需給の対応について（依頼）

- 冬季の省エネルギーの取組について（周知依頼）

（令和4年11月22日（日医発第1649号）（健I））

沖縄県医師会事務局業務2課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



10

日医発第1649号（健Ⅰ）

令和4年11月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 細川 秀一
(公印省略)

冬季の省エネルギーの取組について（周知依頼）

標記につきまして、厚生労働省医政局総務課から添付のとおり事務連絡がありました。

冬季の省エネルギーの取組について、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において別添1のとおり決定され、経済産業省資源エネルギー庁長官から厚生労働省大臣官房長宛て通知があったことから、周知依頼が発出されたものです。

2022年度冬季は電力需給が厳しい状況にあり、別添2には電力需給ひっ迫時の対応が示されています。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知について、ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 事務連絡
- 経済産業省資源エネルギー庁長官から厚生労働省大臣官房長宛て通知
- 別添1 冬季の省エネルギーの取組について
- 別添2 冬の電力需給の対応について（依頼）

経済産業省

20221101資庁第3号

令和4年11月8日

厚生労働省大臣官房長 殿

資源エネルギー庁長官

冬季の省エネルギーの取組について

上記の件について、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、別紙のとおり決定されましたので、通知いたします。

2022年度冬季は電力需給が厳しい状況にあり、「2022年度冬季の電力需給対策」（2022年11月1日「電力需給に関する検討会合」）においても、無理のない範囲での節電の協力を呼び掛けていくとともに、省エネルギー・節電の取組を進めていくこととなりました。

つきましては、より高効率な設備・機器の導入、デマンドレスポンス契約の活用、電力需給ひっ迫時の連絡体制や節電対応の準備を進めていただくなど、これまで以上に省エネルギー・節電の取組の推進に一層御努力いただくとともに、関係機関、関係団体及び関係業界等においても、省エネルギー・節電の取組の推進に一層御努力いただくよう、御周知方併せてよろしく願いいたします。

そのため、2022年度冬季においては、政府自らが率先して取り組むとともに、これまで以上に各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進し、夏季に引き続き、電力需給ひっ迫に備え、節電対応要請への対応体制の構築を含む事前の準備などに取り組むこととする。

II. 産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、NPO等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、NPO等に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼び掛けを行うよう、協力を要請する。

その際、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

2021年10月に閣議決定された、第6次エネルギー基本計画においては、2030年に目指すべき住宅・建築物の姿として、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指す」とともに、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。」とされている。

これを踏まえ、住宅・ビル等の新築、改修に当たっては、省エネと再エネを組み合わせ、一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を進めること。

また、建築物の熱の損失は、多くが開口部を経由して行われることに鑑み、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループにおいて窓（サッシ及び複層ガラス）の建材トップランナー制度が見直されており、新たな目標基準値として、2030年までに窓全体の熱貫流率が市場平均で $2.08 [W/m^2 \cdot K]$ となることを目指すこととされたことを踏まえ、断熱性能の高い適切な窓を選択すること。

加えて、ZEHデベロッパーやZEBプランナーにおいては、第6次エネルギー基本計画においても、「公共建築物における率先した取組を図る。」とされていることを踏まえ、ZEH-M設計ガイドライン（参考URL①）や、ZEBパンフレット、ZEB設計ガイドライン（参考URL②）等を活用し、地方公共団体に対してZEH・ZEB化の検討を積極的に働きかけること。

（参考URL①：https://sii.or.jp/zeh/zeh_guideline.html）

（参考URL②：https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html）

また、住宅・ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う住宅・ビル等について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示[図1]するよう努めること。また、表示に際しては、ZEH-Mマーク、ZEBマーク[図2]等を活用して、光熱費低減等のZEH-M、ZEBのメリットを積極的に発信すること。

EMS等)の導入により、住宅の住まい方、ビルの運用方法の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、省エネルギー診断やESCO事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ[図4]の表示及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づくトップランナー制度や小売事業者表示制度による省エネルギー性能に関する情報[参照]等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、照明器具、テレビジョン受信機、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、温水機器(ガス、石油、電気のいずれのものも含む。以下同じ。)及び電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、小売事業者表示制度を踏まえた最新の統一省エネラベル[図5]による多段階評価(★マーク)等の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。

なお、家庭用エアコンディショナーについては、冷暖房が、家庭のエネルギー消費量の中でも特に大きな割合(約3割)を占めていること等を踏まえ、2022年2月に、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会エアコンディショナー及び電気温水機器判断基準ワーキンググループにおいて、家庭用エアコンディショナーの新たな目標基準値や目標年度(2027年度または2029年度)等について報告書を取りまとめ、2022年5月に、関係法令を改正したところ(2022年6月施行)。新たな目標基準値が、現行の目標基準値と比較し最大で34.7%(壁掛け形で冷房能力4.0kWの場合)の効率改善を見込んで設定されていることを踏まえ、省エネルギー性能(APF)の高い製品の選択に努めること。

エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者(インターネットによる販売等を行う事業者も含む)は、国際エネルギースターロゴや小売事業者表示制度に基づく表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照] 資源エネルギー庁ホームページ(省エネ型製品情報サイト)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

③ 機器の効率的な使用

・冷蔵庫に関すること

無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行うこと。食品の傷みに注意しつつ、適切な温度設定とすること。放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置すること。

・照明に関すること

不要な照明はこまめに消灯すること。

・テレビに関すること

部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消すこと。

・暖房に関すること

適切な室温管理（暖房の場合は室温 20 度目安）をすること。エアコンのフィルターは適切に清掃すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

・調理に関すること

ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節すること。炊飯器は、タイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くすること。

・給湯に関すること

シャワーは不必要に流したままにしないこと。入浴は間隔をあけずにし、追い焚きの回数を減らすこと。

2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成 28 年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」による S A B C の評価も踏まえた取組を行うこと。

・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。

・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。

・第 208 回通常国会で成立した改正省エネ法の考え方に基づき、電気の需給状況が厳しい時間帯から、再エネ出力制御が行われるなど、余剰再エネ電気が発生している

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者（旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック 200 台以上等、荷主は年間輸送量 3,000 万トンキロ以上）となった場合には、旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書を、荷主は貨物の輸送量届出書を国へ届け出ること。（別添参照）

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

とりわけ乗用車については、電動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）。以下同じ。）の導入を検討すること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ 10 のすすめ（自分の燃費を把握する、ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS 及び ETC 2.0 サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料や合成燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001 の導入検討

PDCA サイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギーマネジメントシステム規格（ISO50001）の導入を検討すること。

【参照】資源エネルギー庁ホームページ（ISO50001 ポータルサイト）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しによる残業の削減等、省エネルギーに資するよ

ること。特に、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯すること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務（テレワーク）を推進すると共に、その際、不要な照明は消灯すること。

③ 電気機器等に関すること

- ・パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものは廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とすること。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。
- ・庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更に努めること。

2. 自動車関係について

① 電動車の導入

- ・政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすること。

② 自動車利用の抑制等

- ・通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用すること。なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。
- ・Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めること。
- ・アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行等の環境に配慮した運転を行うこと。

3. 庁舎関係について

① 庁舎の整備及び調達

- ・計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した庁舎の整備を推進すること。
- ・建築工事の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力

組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

② 省エネルギー教育の充実

若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ（生活像）ではなく、新しいライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めること。

そのため、パンフレットの配布や出前講座等による情報提供を通じて、食生活、ファッション、住環境それぞれの場面における省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図ることで、省エネルギー型ライフスタイルの定着を図ること。

④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

5. その他

① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示状況等を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

○ 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
内 閣 官 房	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内 閣 法 制 局	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内 閣 府	1. 政府広報により、冬季の省エネルギーの普及広報活動を各府省庁と連携し行う。 2. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 3. 関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請する。
消 費 者 庁	1. 省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、庁内等に周知する。
総 務 省	1. 情報通信産業の関係団体等に対し、テレワーク等の情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、ETC2.0対応車載器や3メディア対応型VICS対応車載器の普及促進を図る。 3. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
法 務 省	1. 本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
外 務 省	1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
環 境 省	1. 関係省庁をはじめ様々な企業・団体・自治体等と連携しながら、日本が世界に誇る省エネ・脱炭素社会の構築に貢献する製品・サービス・ライフスタイルなどを賢く選択する「COOL CHOICE」を推進する。 2. 省エネルギー・省CO2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。 3. 政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「ウォームビズ」の実践の呼びかけを実施するとともに、適切な暖房使用を推進する。
警 察 庁	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 2. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 3. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報啓発を促進する。
防 衛 省	1. 本省内及び地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示、省内系ホームページへの掲載等により、省エネルギーの普及促進を図る。
金 融 庁	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
復 興 庁	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
デ ジ タ ル 庁	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。

【経済産業局お問い合わせ先】

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)	メールアドレス
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)	hok-shoeneiteikidata@meti.go.jp
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)	hok-shoeneiteikidata@meti.go.jp
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)	SYOENE-TEIKIHOUKOKU@meti.go.jp
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)	chb-shoeneiteikidata@meti.go.jp
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)	kin-syoene@meti.go.jp
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)	cgk-shoene@meti.go.jp
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)	sik-shoeneiteikidata@meti.go.jp
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)	kkyu-shoeneiteikidata@meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー・燃料課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)	okn-shoeneiteikidata@meti.go.jp

【地方運輸局お問い合わせ先】

地方運輸局の窓口	連絡先(住所・電話番号・FAX)
北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 TEL 011-290-2726 FAX 011-290-2716
東北運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 TEL 022-791-7508 FAX 022-791-7539
関東運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎17階 TEL 045-211-7210 FAX 045-201-8807
北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 TEL 025-285-9152 FAX 025-285-9171
中部運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋市合同庁舎第1号館 TEL 052-952-8007 FAX 052-952-8085
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 TEL 06-6949-6410 FAX 06-6949-6169
神戸運輸監理部 総務企画部 企画課	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎 TEL 078-321-3145 FAX 078-321-3474
中国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 TEL 082-228-3496 FAX 082-228-3629
四国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 サンポート合同庁舎南館 TEL 087-802-6726 FAX 087-802-6723
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館 TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-2-1 那覇第二地方合同庁舎5階 TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369

【参照条文】

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（特定事業者の指定）

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。））、認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

4～7 （略）

（特定荷主の指定）

第九十条 経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第一百三十二条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

3～6 （略）

（特定貨物輸送事業者の指定）

第一百零一条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者（第三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五条第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五条第一項及び第五項において同じ。）を除く。次項に

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)

第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量)

第十二条 (略)

2 法第百九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数（第十五条第一項において「車両数」という。）	三百両
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数	二百台
事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数 一 被けん引車 二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	二百台
船舶による貨物の輸送	内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

冬の電力需給の対応について（依頼）

- 「2022年度冬季の電力需給対策」（2022年11月1日電力需給に関する検討会合）において、産業界や自治体と連携した節電体制を夏季と同様に構築することとされました。
 - つきましては、
 - － 電力需給ひっ迫時の連絡体制の再点検（産業界／自治体）
 - － 電力需給ひっ迫時の節電対策の実施に向けた準備
- につきまして、ご協力をよろしく申し上げます。

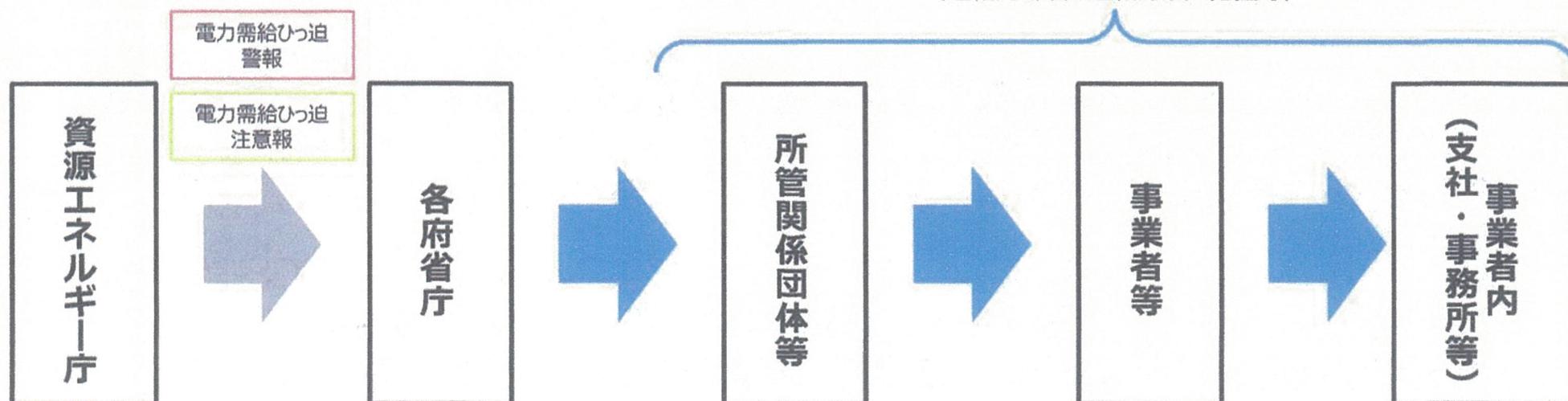
資源エネルギー庁 電力基盤整備課

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（産業界）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、各府省庁を通じて所管の関係団体、関係団体から事業者等に連絡するため、改めて、**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制を構築・周知**をお願いします。
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

<電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>

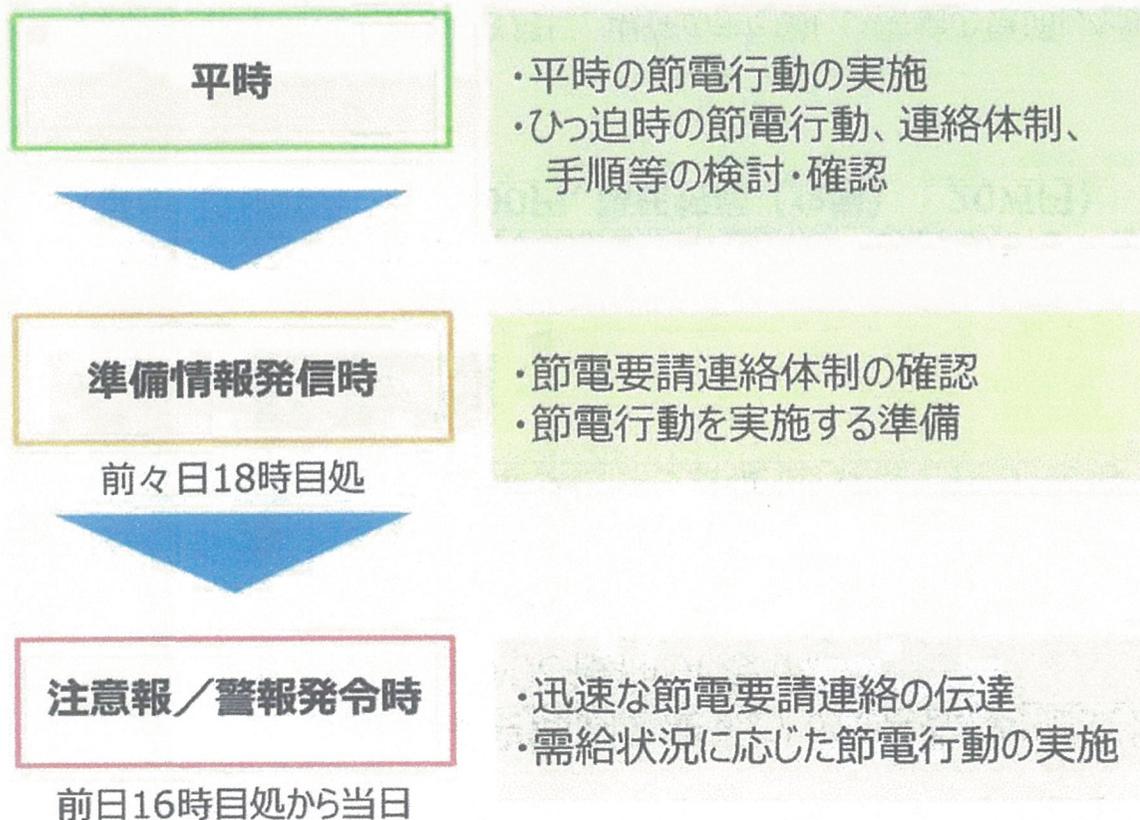
連絡体制の構築 (連絡先部署、連絡方法の把握等)



※地方支分部局への
連絡体制を含む

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の節電対策の実施に向けた確認

- 各関係団体・業界団体や事業者においては、電力需給ひっ迫注意報／警報が発令された場合には、「冬季の省エネ・節電メニュー」などを参考にいただき、あらかじめ、それぞれの事情や電力需給状況に合わせた節電行動（最大で電力使用量の**10%削減が目安**）の検討・確認や社内の連絡体制・手順等の確認をお願いします。
- また、平時から無理のない範囲での節電・省エネの協力をお願いします。



冬季の省エネ・節電メニュー



＜需給ひっ迫時の節電行動の検討例＞

電力需給状況に合わせて、各事業者で実施する節電行動をあらかじめ検討・確認してください。

- ・照明や空調、OA機器の稼働を平時よりも更に関引き（あらかじめ止める照明等を決める）
- ・店舗の広告灯を消す
- ・エレベータの一部を停止する
- ・機器の稼働時間をずらす
- ・就業時間の繰り上げ